

- ハローワークから事業所様向けの雇用に関する情報をお届けします。
- ハローワーク磐田の管轄は、磐田市、袋井市、森町の二市一町です。

## ▶ ハローワーク磐田管内の労働市場の状況(令和7年10月分)

- ◎有効求人倍率(実数値)は、0.64倍となり、前年同月を0.10ポイント下回った。前月と同水準となった。
- ◎新規求人倍率(実数値)は、1.22倍となり、前年同月を0.17ポイント下回った。前月を0.07ポイント下回った。
- 新規求人数は、製造業で増加し、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉などで減少した結果、前年同月比14.1%減少しました。
- 新規求職者数は、高齢者は増加しましたが、女性、外国人は減少した結果、前年同月比1.9%減少しました。



● 有効求人倍率(全国) ● 有効求人倍率(静岡県)

令和6年10月	11月	12月	令和7年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
全国	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22	1.22	1.20	1.20	1.18
静岡県	1.11	1.09	1.08	1.10	1.09	1.09	1.10	1.08	1.07	1.05	1.05	1.04	1.06
磐田所	0.74	0.76	0.79	0.78	0.77	0.71	0.65	0.64	0.65	0.63	0.63	0.64	0.64

(注)「全国」「静岡県」の数値は季節調整済の数値、「磐田所」は実数値です。

季節調整については、令和6年12月以前の数値については新季節調整替えを行っています。

ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、

オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれています。

発行 ハローワーク磐田

〒438-0086 磐田市見付3599-6 磐田地方合同庁舎

電話 0538(32)6181 FAX 0538(39)1230

(出先)ハローワークプラザ袋井(マザーズコーナー併設)



## ▶ 静岡県の最低賃金

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

※ 地域別(静岡県)最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方の最低賃金が適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。そのため、特定最低賃金が適用される労働者に対しては、令和7年11月1日から12月20日までは静岡県最低賃金(時間額1,097円)が、12月21日からは特定最低賃金が適用されます。

### 地域別最低賃金(効力発生日:令和7年11月1日)

静岡県最低賃金

時間額1,097円

### 静岡県特定(産業別)最低賃金(効力発生日:令和7年12月21日)

静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金

時間額1,117円

静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金

時間額1,133円

※静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は本年度改正ないが、令和7年11月1日以降は、静岡県最低賃金以上の支払が必要

◆右記特定最低賃金共通の適用除外労働者は、静岡県最低賃金が適用されます。

①18歳未満又は65歳以上の者

②雇い入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの(技能実習生は除く)

③清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

## ▶ 12月は職場のハラスメント撲滅月間です

### 【開催日時、開催形式】

12月10日 13:30～15:15

### オンライン

(事前申込制)

### 【開催内容】

- 改正法の説明
- 業界団体におけるカスハラ対策取り組み事例
- カスハラ対策に取り組んでいる企業によるパネルディスカッション



ハラスメント裁判事例、他社の取組など  
ハラスメント対策の総合情報サイト  
あかるい職場応援団

NO!  
カスハラ

カスハラ防止措置が事業主の義務になります



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

職場におけるハラスメント対策シンポジウム

12月10日㈬ オンライン開催! [参加無料]

## ▶ 子育て中の就職活動応援セミナーを開催しました(11/14)

子育て中の就職活動を応援するためのセミナーを開催しました。参加者からは「普段なかなか勉強する機会がなかったビジネスマナーやコミュニケーションのポイントを教えていただきとても勉強になりました。」などの感想をいただきました。

ハローワーク磐田では、勤務時間や職場環境等に配慮していただける「仕事と子育ての両立しやすい求人」に「子育て世代注目」と表示して求職者の目にとまりやすく、マッチング機会の増加を図っています。

- ・日時:令和7年11月14日(金)10:00~11:40
- ・場所:袋井市 月見の里 学遊館
- ・講師:松島静香氏(キャリアコンサルタント)
- ・テーマ:「面接試験に強くなる! ~マナー&コミュニケーション編~」
- ・参加人数:14名(託児利用3名)



## ▶ パートタイマー就職相談面接会を開催しました(11/15)

ワークピア磐田・磐田市主催、ハローワーク磐田共催で

「第36回磐田市パートタイマー就職相談面接会」を開催しました。

企業の方からは、応募がありそうな人に出会えたという声や、求人誌に載せても応募者がゼロが多い中、直接求職者と話ができるのでうれしいという声もありました。

求職者の方からは、5割の方から満足・やや満足の評価をいただきました。欲しい情報を直接確認できて良かったという声や、気持ちが前向きになったという声が聞かれました。



- ・開催日時:令和7年11月15日(土)  
10:00~12:30
- ・開催場所:ワークピア磐田
- ・参加事業所数:14社
- ・参加求職者数:53名
- ・ワークショップ同時開催:  
(履歴書の効果的な書き方セミナー・  
就活に活かせるパーソナルカラー診断)



## ▶ 看護のしごと就職相談会を開催しました (11/18)

ハローワーク磐田では、看護のしごとのマッチングを促進するため、ミドルシニア・シニア世代・UIJターン就職希望者、在職者、ブランクがあり仕事への復帰に不安がある方などが参加できる就職相談会を開催しました。

- ・開催日時:令和7年11月18日(火)
- ・開催場所:ハローワーク磐田3F会議室
- ・参加事業所数:3事業所(介護施設、病院)
- ・参加求職者数:看護師の仕事を探している4名
- ・当日の流れ:セミナー(静岡県看護協会・静岡県ナースセンター) ⇒ 施設PRタイム(施設担当者) ⇒ 相談会



## ▶ カスハラ対策義務化、求職者等に対するセクハラ対策の義務化

令和7年6月に労働施策総合推進法等の一部改正法が公布され、**カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止**するために、雇用管理上必要な措置を講じることが**事業主の義務**となります! 詳しくは下記をご覧下さい

全企業が対象となります (施行日:公布(令和7年6月11日)後1年6か月以内の政令で定める日)

### カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。
  - ① 顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
  - ② 社会通念上許容される範囲を超えた言動により、
  - ③ 労働者の就業環境を害すること。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
  - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
  - ・相談体制の整備・周知
  - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置

※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。

※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

### 求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

- 求職者等(就職活動中の学生やインターンシップ生等)に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
  - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発  
(例:面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等)
  - ・相談体制の整備・周知
  - ・発生後の迅速かつ適切な対応(例:相談への対応、被害者への謝罪等)

★ これらのハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等(カスタマーハラスメントのみ)の責務も明確化します。

※ カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントは行ってはならないものであり、**事業主・労働者・顧客等の責務**として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

★ ハラスメントのない職場の実現に向けた国の啓発活動を強化します!

改正法では、国の責務として、職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、国が啓発活動を行う旨が定められました。職場におけるハラスメントについて、情報発信等の取組の充実を図ってまいります。

事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援団 H P

検索



ハローワーク磐田は、これからも地域から信頼されるハローワークを目指し取り組んでまいります。